

会議名	令和４年度第1回板橋区地域自立支援協議会																		
開催日時	令和４年５月16日（月） 10：00 ～ 11：40																		
開催場所	板橋区役所南館 教育支援センターBC																		
出席者	【委員 15名】（敬称略） 是枝会長、鈴木副会長、田中委員、會田委員、長瀬委員、佐々木裕美委員、佐々木章吾委員、棟方委員、小池委員、秋吉委員、鈴木正子委員、渡辺委員、小谷野委員、西端委員、村山委員 【オブザーバー 4名】 國枝予防対策課長、星野おとしより保健福祉センター所長、久保田志村福祉事務所長、家田障がいサービス課長 【事務局 6名】 久保田福祉部長、長谷川障がい政策課長、管理係1名、自立支援係3名																		
会議の公開	公開（傍聴できる）																		
傍聴者数	3名																		
次 第	1 開 会 2 委員紹介・事務局紹介 3 定例部会報告(令和３年度) <table border="0"> <tr> <td>① 第2回障がい児部会</td><td>資料1－1</td></tr> <tr> <td>② 第2回就労支援部会</td><td>資料1－2</td></tr> <tr> <td>③ 第3回権利擁護部会</td><td>資料1－3</td></tr> <tr> <td>④ 第3回高次脳機能障がい部会</td><td>資料1－4</td></tr> <tr> <td>⑤ 第2回障がい当事者部会</td><td>資料1－5</td></tr> <tr> <td>⑥ 第3回相談支援部会</td><td>資料1－6</td></tr> </table> 4 報告事項 <table border="0"> <tr> <td>（１）令和3年度板橋区地域自立支援協議会活動報告について</td><td>資料2</td></tr> <tr> <td>（２）地域生活支援拠点整備の検討状況報告について</td><td>資料3</td></tr> <tr> <td>（３）板橋区障がい者計画2026等策定スケジュール（案）について</td><td>資料4－1、資料4－2</td></tr> </table> 5 その他	① 第2回障がい児部会	資料1－1	② 第2回就労支援部会	資料1－2	③ 第3回権利擁護部会	資料1－3	④ 第3回高次脳機能障がい部会	資料1－4	⑤ 第2回障がい当事者部会	資料1－5	⑥ 第3回相談支援部会	資料1－6	（１）令和3年度板橋区地域自立支援協議会活動報告について	資料2	（２）地域生活支援拠点整備の検討状況報告について	資料3	（３）板橋区障がい者計画2026等策定スケジュール（案）について	資料4－1、資料4－2
① 第2回障がい児部会	資料1－1																		
② 第2回就労支援部会	資料1－2																		
③ 第3回権利擁護部会	資料1－3																		
④ 第3回高次脳機能障がい部会	資料1－4																		
⑤ 第2回障がい当事者部会	資料1－5																		
⑥ 第3回相談支援部会	資料1－6																		
（１）令和3年度板橋区地域自立支援協議会活動報告について	資料2																		
（２）地域生活支援拠点整備の検討状況報告について	資料3																		
（３）板橋区障がい者計画2026等策定スケジュール（案）について	資料4－1、資料4－2																		

	6 閉 会
配布資料	資料1 定例部会報告書 部会報告資料（令和3年度 開催日付順） 1-1第2回障がい児部会 1-2第2回就労支援部会 1-3第3回権利擁護部会 1-4第3回高次脳機能障がい部会 1-5第2回障がい当事者部会 1-6第3回相談支援部会 資料2 令和3年度板橋区地域自立支援協議会の活動報告書 資料3 地域生活支援拠点整備の検討会状況報告 資料4 4-1板橋区障がい者計画2026等策定スケジュール（案） 4-2【別紙】アンケート項目一覧（案） 参考 名簿・座席表
審議状況	1 開会 （事務局） 開会につきまして、会長よりご挨拶お願いいたします。 （会長） こちらの自立支援協議会は、回数や時間がとても限られる形にはなりますが、板橋区の障がい福祉施策が充実していきますように、当事者の方、あるいは関係者皆様から建設的なご意見をぜひ出していただければと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 2 委員紹介・事務局紹介 3 定例部会報告 （会長） 3の定例部会報告になります。 部会へのご提言、ご質問に関しまして、報告事項が終わった後に時間を設けさせていただきます。 まず、資料1をご覧ください。 令和4年度における定例部会報告につきましては、第2回障がい児部会、第2回就労支援部会、第3回権利擁護部会、第3回高次脳機能障がい部会、第2回障がい当事者部会、第3回相談支援部会がございます。 なお、定例部会におきましても、コロナウイルス感染拡大防止の観点か

	ら、対面、オンラインと併用で会議のほうを実施しております。 各部会の報告の内容につきましては、資料１－１から資料１－６までの各部会の報告書のとおりです。 こちらの報告内容について、それぞれ部会長の方々から、補足、追加事項等がございましたら、発言をお願いできればと思います。 まず、障がい児部会長、いかがでしょうか。 （委員） 第２回障がい児部会の報告につきましては、具体的な追加はありません。 障がい児に関わる地域の状況として、子ども発達支援センターや健康福祉センターで、乳幼児の早期の気づきと、早い段階で療育等につなぐたいと考えてくださるご家族も増えてきているところです。ただ、なかなかその先の継続した支援が現状難しいところがあります。これは保健分野だけではなく、福祉と、それから、就学前も含めて教育の分野で、つながりが縦も、それから横断的にもみんなで協力できる体制をつくっていかねばいけないというところです。 国もこども家庭庁で、横断的な意識がすごく進んでいかねばいけないと言っていますので、現状の支援を全体に照らし合わせて、早期支援が実現できると、予想以上のニーズがあり、子ども発達支援センターもすごくいっぱいになってしまって、継続相談がもう不可能になります。そうすると、地域に戻っていただくとか、児童発達支援事業所なども、他区もしくは他市にお願いしなけねばいけないという状況が、板橋にはあります。そのため、他区、他市の状況も含めて情報を確認しながら、板橋の現状をよりよいものにしていく必要があると考えています。今後も、皆様のご協力をいただければと思います。 （会長） 続きまして、相談支援部会長、いかがでしょうか。 （委員） 特に追加、補足はございません。 （会長） 続きまして、就労支援部会長、いかがでしょうか。
--	---

(委員)

令和３年度より、就労支援部会の中に移行支援事業所連絡会というもう一つ集まりがあります。そのメンバーは就労移行支援事業所の方が多く、令和３年度から、その事業所の方３名に新たに参加していただいて、現状の中でこういった要望があるのかということでいろいろな意見をいただきました。ここに書いているように、板橋区内の中小の企業さんに向けて、こういった課題があるか、障がい者雇用の状況など、アンケートを受けていきたいと思っています。

(会長)

続きまして、障がい当事者部会長、いかがでしょうか。

(委員)

部会の中で出た相談支援の課題について、一言意見を述べたいと思います。ひきこもりに関してです。

今回の当事者部会の議事録にもありますけれども、板橋区の相談支援の充実についての意見を募ったところ、精神障がいの家族会から、６割がひきこもり状態で親元にいる。両親がいなくなったときどうするかが重要な課題である、そういう報告がありました。発達障がいもそうで、発達障がい者支援センターでも開設してから１年３か月の今年、１月現在の数字で、新規相談者の実人数が４４６人ですけれども、そのうちの４割がひきこもりや不登校であるということが分かりました。板橋区で今まで表に出てこなかったことが問題となって表れてきました。

板橋区では、本年度から、生活支援課にひきこもり対策担当係長が配置されました。ひきこもりの実態把握を行うということです。やっとスタートラインに立つことになったことで喜ばしいことと思います。

ひきこもり状態にある人たちは、福祉制度に合わなく、取り残されてきた人たちです。ひきこもりが２０年以上という親御さんの話を詳しく聞くと、やはり生活困窮や家族の問題など複合的な問題を抱えて困っています。支援できるような体制を一刻も早くつくってほしいのでお願いします。さらに問題が複雑になり、解決が非常に困難になる前に、早く発見して支援してほしいです。せっかく板橋区がひきこもり支援を始めるということになったの

で、実態把握で見えてくる課題、もう既に見えている課題にきちんとした体制で取り組むことを期待しています。

（会長）

それでは、続きまして、権利擁護部会長のほうからお願いいたします。

（委員）

第3回権利擁護部会で行われた記録に関しまして、特に補足等はありません。

強調する点として、昨年度、事例検討の勉強会を企画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして実施ができなかったということがありますので、今年度はぜひ実施していきたいと思っております。

これは部会の中で話し合ったことではないですが、虐待防止に関連して、役所のほうで対応したケースでもその後問題が解決しないケースもありますので、そういったケースにどのように対応していったらいいのか、今年度、少し議論したいと思っております。

（会長）

続きまして、高次脳機能障がい部会長から補足がございましたらお願いいたします。

（委員）

報告書に細かく状況が書かれていますので、報告書にプラスすることはございません。

高次脳機能障がい部会では、医療、福祉、介護の横のつながりを密にして、高次脳機能障がいの方の社会参加を促進したいと思います。

大きな骨子としては、関係者の連絡会、そして当事者と家族に対するイベント、そして事例検討会という、この3つが柱になっております。現在の課題としましてはオンラインで行ったときの当事者とご家族の参加状況が課題になっています。支援者のほうは、ほとんどオンラインでグループワークをするなど、もう慣れてよくできるようになっていますが、現在のところご家族の参加が徐々に増えてきているというところにあります。このままオンラインと対面と上手く使い分けながら進めていきたいと思っております。

（会長）

	以上で部会の報告について、追加の補足等も含めて終わりになります。 ただいまの部会のご報告に関しまして、ご質問あるいはご意見、感想でも、何かございましたら、お願いしてよろしいでしょうか。 （委員） セルフプランについて、どのようなことが問題で、どこに原因があって、どのようにセルフプランについて支援していったらいいかということをやはり議論していただけたらと思います。セルフプランですっとやってきた人にとっては、セルフプランがあることで、自分の人生を決められた、自分でやるというプランができたという気持ちがあります。 今、セルフプランがあることで、しっかりとした支援が受けられていないということになるのか、それともセルフプランに対して、ほかの必要な選択ができなくて問題になっているのかということが、これまでの会議の中で、把握できていないところがあります。セルフプランを選択した人が、自分でプランを作成したときに、他機関と調整ができて、妥協点が見つけられるように、やはり区としての支援なりが必要なのではないか、個人的には少し狭い考え方かもしれないところですが、そう思っています。 これは抗議ではなく、意見です。この問題について、セルフプランの支援をできるような体制をつくってほしいと思います。 （会長） 行政側から補足説明がございましたら、お願いしてよろしいでしょうか。 （事務局） ご意見ありがとうございます。セルフプランの方をどのように支援していくか、現在セルフプランを選択されて、きちんとした支援がもしかしたら行き届いていない人の可能性についてご意見をいただいた状況でございます。 今、まだ現場での意見レベルというところで、ご理解はいただきたいところでございますが、セルフプランを有効に活用されている方ももちろんいらっしゃると思います。ただ一方では、公的なサービスをしっかり理解しない上で、仕方なくセルフプランを選択されている方も現実的にはいるというご意見は多々福祉事務所のほうからも聞いている状況でございます。 実際として、今すぐやっている取組の一つとして、セルフプランの方が何
--	--

かの相談に来た際に、家庭の状況などを含めて、計画相談と繋がりを持ったほうが良いという方に関しては、“計画のほうにつながってみたいか”といった取組みをしているということは、現場から聞いているところでございます。

一方で、セルフプランをしっかりと理解した上で使いこなしている方の中でも、やはり支援について不安というところが解消しきれない点につきまして、今後、今のご意見を役所サイドもしっかり受け止めた上で、こういったところを、事前に備えて緊急時に対応ができるのか、そういうアドバイスの考えが、あろうかと思います。そういうところについて、しっかり検討を進めなければいけないと思ってございます。

（会長）

行政によってセルフプランの割合がそれぞれあると思いますが、ただ、ご自身が本当に実際そういうことを理解されているパターンと、今、委員からお話があったように、よく分からずに進めてしまわれているということもあると思いますので、何かのときには行政サイドのほうが、少し対応できる仕組みがやはり必要になると思っております。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、もう1点、相談支援部会のほうから、資料1－6で提案というものが出されております。こちらは自立支援協議会への提案ということですので、相談支援体制の充実ということと、区における協議会の拠点等の整備促進ということに関して、内容等が出されておりますので、これを受けて了承するという形でよろしいでしょうか。

では、可能な範囲になるかとは思いますが、行政施策でぜひ進めていただければと思います。

それでは、定例会会につきましては、以上とします。続きまして、4の報告事項となります。

4 報告事項

（1）令和3年度板橋区地域自立支援協議会活動内容の報告

（事務局）

～ 資料2について、事務局より説明 ～

（会長）

委員の皆様から、補足事項などがございましたら、いかがでしょうか。

（副会長）

前回、対面でお話をしたときに、地域包括ケアシステムという言葉が出て、若干この場で混乱があったと記憶していますが、それに対し、地域包括ケアシステムという言葉を使わないという理解もしていましたがいかがでしょうか。

（事務局）

地域包括ケアシステムは、高齢者を対象として出ている話となりまして、それと同じような障がいのある方を地域で支えるシステムとして、今回、地域生活支援拠点と精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関するお話を昨年度一旦させていただいたという状況でございます。

こちらにつきましては、高齢の地域包括ケアシステムと類似点があるのですが、国から求められているものは、制度上、言葉の名称は、地域包括ケアシステムと障がいでも使われてしまうのですが、中身については障がい特性に対応というところなので、若干違いがあります。ただ、ここに関しては、おっしゃられたとおり、高齢の地域包括ケアシステムと障がいでも同じ言葉を使われているので、区民の側からすると分かりづらいという部分がございます。将来的にはこれらが一つになっていくのが好ましいと思っているので、一旦は整理した上で、障がいに応じた地域包括というところを検討しつつ、行く末は障がいも高齢も対応できるシステムを検討していかなければいけないと考えているところでございます。

（会長）

そのほか、特にございませんでしたら、次の議題に進めていきます。

続きまして、（２）地域生活支援拠点整備の検討状況報告についてです。地域生活支援拠点等運営検討会の第５回が令和４年３月２９日に開催されました。なお、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会のほうにつきましては、コロナウイルス感染拡大の状況によりまして２月に予定されていた会議が延期となっておりますので、次回の協議会での報告となります。それでは、事務局から報告をお願いします。

(2) 地域生活支援拠点整備の検討状況報告について

(事務局)

～資料3について、事務局より説明～

(会長)

ただいま報告事項につきまして、何か委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

安心支援プランに登録条件が書いてありますが、今までご説明いただいていますでしょうか。相談業務なので、事前登録もあり得ると思いますが、突発のものも当然あると思うので、このプランに登録する方は事前にといいことでしょうか。条件については、何かあるのか、少し気になりました。

(事務局)

現在、どういう要件、どういう方を対象に、どんな条件で、どういうふうに進めていくか、検討しているところでございます。

まず、安心支援プランの目的といたしまして、緊急時の支援が見込めないご家庭を事前に把握し、支援機関と情報を共有し、地域生活で生じる障がい者やその家族の緊急時に備えて、迅速な相談業務、あるいは短期入所などの活用を地域で安心して生活できるように進めるという目的でございます。そのためにどういった方に支援が必要になるのか、あるいはその状況について、どのように把握していくのか等について、検討を進めているというところでございます。

(会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(副会長)

昨年度の協議会で、緊急時の受入れは、今のところ赤塚ホームがメインになっていると思いますが、その後、ほかのところへ拡大というか、進捗状況はどうなっているのか、1つ目の質問です。

(事務局)

緊急時の受入れ対応ということで、赤塚ホームについては、今も協議を続

けさせていただいているところでございます。そのほか区内の短期入所施設で受入れができないかというような検討、あるいは板橋キャンパスのお話などございます。まだまだ越えなければならないことがたくさんございますので、今後鋭意進めてまいりたいと思っております。

（副会長）

では、2つ目の質問ですが、安心支援プランに登録した個人情報の把握・共有の仕組みということが、令和4年度取組にあがっていますが、個人情報はやはり非常に扱いが難しく、板橋区でもかなり厳しく苦慮しながら情報を扱っていると思います。本来、本人の利益になるための個人情報なので、どういうときにどのように使うのかということ。日常から使いたい個人情報と、もしくは、コロナのような災害のときに使う個人情報で広くすぐに使える、その使い分けがあるとよいと思いますが、そのあたりをどのように、これから区として扱っていくか、伺いたい。

（事務局）

先ほどの話で、細かいところまでご説明できなくて申し訳ございません。区では、例えば災害時、特に荒川破堤を前提とした避難が必要な方に対する避難計画等を今進めているところでございます。なかなか個人情報の取扱いについては、様々なご意見、あるいは議論がございます。副会長から言われたとおり、個人、支援をされる側の利益になることであればという考え方ももちろんございますが、区の個人情報の取扱いの規定もございます。そういったものを一つ一つクリアして、実際に災害時、あるいはコロナ禍、あるいはほかの緊急時に当たって使えないものではないので、使えるようにするためにはどうすればいいかということを今事務局で検討しているところで、またある程度まとまった段階でご報告させていただければと思います。

（副会長）

最後に一つ、コメントですが、この地域生活支援拠点関連業務の令和4年度取組②に、支援者向けの様々な研修が載っています。先ほど他委員のコメントの中で、縦も横断的にもという話がありましたが、特に重心の子たちだけではなく、重心までいかないまでも、障がい児者が、成長してい

ってキャリアオーバーになっていったというような状況になったときに、大人の介護を扱ったりしている人たちが、そこは実は経験が薄かったり、研修も確かに薄いというところもあって、こういった研修は非常に大切であると思いました。

（委員）

本当に緊急のときは、やはりすぐ誰か来てほしいと思います。どこかに所属していれば、それができるのかもしれませんが、本当に緊急のときは、すぐに電話をして、誰か人が一人いませんかというわけにいかないと思います。人によって状況は違い、所属している人だけが登録して安心を得て、そういう介助を受けるということに対して、それがいいということは分かりますが、もしこのシステムを区民の多くの人が使うのであれば、いろいろな人が使うということを前提に置いて、もう少し広く考えていただけるとうれしいと思います。

はっきり言うと、対応は、行政の窓口になっていると思います。本人の生活、自宅でどうしてもらえるか、そこをどう考えていくか、大事なのではないかと考えております。

（事務局）

確かに先ほど申し上げた安心プランについては、あらかじめ登録という形でございますけれども、区としては、本当に緊急時の受入れというのとも考えなければいけないと思ってございます。緊急一時保護事業については、なかなか受入れが難しいような現実もございますので、そこを何とかクリアすることで、受入れ体制を早急に検討していきたいと考えているところでございます。

（委員）

こちらの地域生活拠点等の整備についてですけれども、コミュニティソーシャルワーカーについての質問です。

やはり複雑な問題を抱えている人、一つの問題だけではない、例えば高齢者のところに訪問したときにそこにひきこもりの人がいて、親が高齢になってすごく困っているとか、そういうことはやはり圏域ごとに専門的な人材がいないと、なかなかそれを民生委員が発見しても、問題解決にはつながらな

いと思います。複雑な問題がすぐに解決できるわけではないので、そういう地域ごとの要になる人が必要だと思っています。今度の計画の中にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されるということですが、このところはどのようになっていますか。何か試験的に配置すると読んだことがあります。先進区では非常に、たくさんの人数が、それもすごく研修を積んだような人たち、きちんとしたソーシャルワークの仕組みを知っている人たちが配置されているようですが、区ではどういう計画になっていますか。

（事務局）

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について、前回もお話があったところでございます。区でも事務方として検討しているところでございますけれども、こういう形でこのくらいの規模でということがまだ話せるような状況ではございません。またある程度考え方がまとまった時点でご報告させていただければと思っています。

（委員）

先ほど他の委員から、緊急時の受入れについてご意見があったと思いますが、緊急時の受入れというのは、相談とセットになることが多く、災害だから緊急、親が高齢だから緊急ではなく、いろいろなことが想定されると思います。思いもよらない、例えば家族全員がコロナに感染して、障がい者本人だけが感染しなかった場合など、そういった場合も緊急になると思います。そうすると、相談と緊急というのはセットで事が運んでいくということはとても多いと思いますので、ぜひ緊急の受入れの対応についても太丸にさせていただいて、令和4年度、相談とともに、一緒に検討していただけたほうが良いと思っています。

（会長）

ほかの自立支援協議会の中でも、同じようなことが議論されておりまして、緊急時、お子さんが保護されたとしても、例えば医療的ケアのあるようなお子さんであれば、どのような措置が必要なのか、服薬がどの程度必要なのか、予備の服薬があるかなど、細かいものが必要になってくると思います。そういう意味では、お子さんの情報がしっかりできている、今委員がおっしゃっていただいた相談と一体化しないといけない。例えばそのお子さん

が学齢期で、特別支援学校や支援学級に在籍されているのであれば、学校との連携とか、縦横断的に情報をかなり集約して、何かあったときにすぐに対応できる仕組みみたいなものというのは必要だと思います。また、保健関係機関や都の連携などもやはり今後必要になってくると、個人的に思います。

よろしいでしょうか。次の議題に入ってまいりたいと思います。

（３）板橋区障がい者計画２０２６等に関わる策定スケジュールについて
（事務局）

～資料４について事務局説明　～

（会長）

ご質問やご意見等いかがでしょうか。

（委員）

障がい者福祉計画の策定に関連して、公募委員のことについてですけども、公募委員は１名なのでしょうか。

（事務局）

策定委員会のご質問でしょうか。

（委員）

策定委員会もそうですが、１名には何か理由がございますか。

（事務局）

協議会については２年間で任期になっています。策定委員会は来年度策定委員会を立ち上げて、１年間の任期になるという形です。

（委員）

任期ではなく、人数です。公募委員の応募は１名と書いてあったと思います。それには、何か理由がありますか。

（事務局）

要綱で総数が１５名以内になっているので、前回の例で申し上げますと、全体で１５名、そのうちの公募委員が１名ということで募集させていただいております。

（委員）

要綱を変えないと人数は変えられないということですか。

（事務局）

総数だけ決まっています。補足いたしますと、区全体の検討会、協議会は、基本的に会議を円滑に進めるために委員の定数を定めています。その中でそれぞれの役割を果たしていただくために、前回の策定委員会につきましては、公募委員の方は定員１名とさせていただいているということです。

（委員）

分かりました。何故こういう質問をするかということ、１名はすごく狭き門だと思います。どれくらい入りたい人がいるか分からないですが、区政を区民に分かるように、分かる機会を得られるように、という思いがあります。他でも１名なのか、よく分からないですけれども、もちろんいろいろな団体の方がいらっしゃいますし、そこでいろいろな議論があるので、多くというわけではないとは思いますが、少し気になったもので、多分再任等は難しいとは思いますが、公募に関して意見を述べさせていただきます。

（事務局）

今のご意見について、３点ほどお答え申し上げます。１つは、公募委員の定数につきましては、検討会、協議会で定数が決まっています。あとは、関係する機関、団体の数、そういったものも影響してくるわけで、今お話しの公募委員の方は１名とさせていただきました。

それから、区政に参画の意欲を持つ当事者の方もいらっしゃると思いますので、そういった方の意見をいただく機会は何らかの形で保障をしていきたいと思います。

あと再任の件ですが、これも広く意見を伺うという観点から、基本的には再任せず、いろいろな方に委員になっていただくという方式をとっております。先ほどの答えの繰り返しになりますが、そういう方々の意見をお伺いする機会をどのように確保するかは事務局で検討してまいります。

（委員）

あともう一つ、アンケートについてです。前回、アンケートの回答率が低かったことで、どうやって回答率を上げるかということについて、様々な意見があったと思います。私が思うのは、６，０００人、アンケートを取る人数が決まっている。これは区の人口比に対して人６，０００人という数でし

ようか。

（事務局）

対象については障がい者に対するアンケートと一般区民に対するアンケートということで数を設定しており、全て含めて6,000人という形ではなく、障がい当事者からの意見も承れるような形になってございます。

（委員）

でも、内容としては同じアンケートを配るということですね。

（事務局）

同じ文面、継続して取っていくデータもあります。そのほかに、世の中変わっていくので、変化に応じて質問事項も変わってくる部分もあります。委員から、こういう項目で聞いてみたらどうですか、というご意見があれば、承りたいと思っています。

（委員）

私が言っているのは人数の問題で、障がい者と合わせて6,000人という理解ですか。比率は障がい者のほうが多いのですか。6,000人というのは妥当なのですか。

（事務局）

統計学上の一つの指標ですけれども、サンプルとして有効性を持つというのが大体2,500です。それを持てば全国的な傾向が取れるというのが統計学の考え方です。大体6,000でいって、回収率が40%だと2,400、おおむねそれに近いものになるということです。人口比でいきましても100分の1ということで1%なので、この辺りの意見を聴取すれば、大体の全体の意見に近いものが取れるのではないかとというのが今のところの考え方です。

（委員）

それは分かりました。あと、6,000人分をどうやって回収するのでしょうか。

（事務局）

回答方法は郵送と、あとウェブを使用予定です。

（委員）

では、6,000人の人が、ウェブを上手に使うということですね。
分かりました。ありがとうございます。

（会長）

それでは、アンケートの質問項目について、今見ていただいた時点で何か
あればどうぞ。

（委員）

アンケートについて、18歳未満の方の質問もありますが、恐らく重心の
方に関しては保護者が書くことになると思いますが、やはり子どもの権利
ということを考えますと、知的障がいのお子さんでは自分自身で考えたい、
考える方も中にはいらっしゃると思います。診断がついている、ついてない
という場合も、診断が説明されている方もいれば、そうではない方もいると
いうところもあるので、そのあたりは難しいと思いますが、お子さんから見た
サービス利用の思いなど、そういったものも今後は反映できる形がよいと
思います。どのように配布して、どのように答えていただくかということに
なると、これまで以上に難しいとは思いますが、そういった視点も検討して
いただければありがたいと思いました。

（委員）

アンケートの対象者は、聴覚障がい者などももちろん含まれるという考え
でよろしいでしょうか。

（事務局）

はい、扱ってございます。

（委員）

質問も大事ですけども、これは選択肢を答えるものもあるのかなと思い
ます。こちらでもしそこも考えたいと思った場合にどうしたらいいのかなと
思いました。質問以外に回答用紙もできれば見せて欲しいです。いかがでし
ょうか。

（事務局）

本日は、資料の関係でここまでしか載せていませんが、今のご意見ももっ
ともなことと思いますので、検討させてください。

（会長）

そうですね、確かにどういう選択肢を置くかによって、当てはまらない、その他などがすごく増えたりすると、先ほどの統計的な有意差みたいなのところにも影響してくるかと思いますので、何らかの形で我々にもそういうものを出していただけると、コメントはしやすいと思います。

（委員）

調査対象の6,000人の方の中で、おそらく障がいをお持ちの方の割合はすごく多い対象になると思いますけれども、その方たち、6,000人の中の障がいの方たちは手帳を取得していたり、手続で区のほうの把握している方たちだったり対象ですか。それとも無作為ですか。先ほどから割と上がっているひきこもりの方は、多分どこにもつながっていないことというのがひきこもりなので、そういう方たちの声をどういう形で反映し、拾っていく手だてを持っていらっしゃるのか、その辺お伺いできればと思います。

（事務局）

今のご質問の中で手帳所持者が中心になってはしまいますけれども、例えば発達障がいの方については、そういう施設の方を対象にとか、一応検討はしています。

今言われたひきこもりについては、どういう形でできるか、今の段階ですぐお答えできませんけれども、委員から意見があったということで、検討させていただければと思います。

（会長）

発達障がいの方は認定しづらいというところもありますので、診断を受けてないという方も当然いらっしゃると思いますし、手帳そのものを持たれてないという方もいらっしゃると思いますので、いろいろな形でサンプリングをしていただけるといいかなと思いました。そのほかいかがでしょうか。

（委員）

ひきこもりに関して、今年ひきこもりの調査を5,000件抽出して、それとあと当事者への聞き取り100件ということで、我々は発達障がいの範囲でも意見を言っているのですけれども、なかなかひきこもりの人がいますかと言って、すぐにテーブルにのってこない。そういう調査が有効なのかどうか、先ほど事務局からそれだけの数があれば、一般的に有効だという話が

ありましたが、事ひきこもりに関しては多分すごく難しい問題を抱えているのではないかと思います。

あと当事者というのは非常に弱い存在で、何で、いつから、どんな原因でひきこもっているのですかと言われても、誰も答えられないし、本人の人権もあるので、その辺は支援者を通して聞き取る。例えば我々の会の中にもひきこもりの人が、長年ひきこもっている人はいますが、そんなに長く引きこもるとは最初から思っていない。そのうちにいろいろ複雑な問題も絡み20年たったというような人もいます。だからその人に、例えば我々の会にそういう人にアンケートを取るから紹介してくれと言われると絶対紹介できません。その家族の人権があります。ですから、そのあたりも、ひきこもりに関しての話が今出ましたので、そういうことをやることはいいと思います。把握している支援機関、JHC、あいポートなど、聞き取りされる予定になっているとは聞いていますけれども、既に支援している人たちの意見をじっくり聞いてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

（事務局）

様々な意見があると思います。ひきこもりに関しては生活支援課のほうでも担当セクションができましたので、その辺とも相談させていただいて、この調査がどこまでやるかも含めて事務局のほうで検討させていただければと思っています。ご理解ください。

（会長）

この調査は業者が入って実施するという形ですね。

（事務局）

委託を考えてございます。

（会長）

そうしましたら、また策定委員会のほうで、細かく、内容やアンケートの項目は考えていかれると思いますが、協議会委員でも少し、それぞれの専門的な立場からご意見とかも出せると思います。先ほど6月17日金曜日までに、こちらはメールやファクスで報告するような形でよろしいですか。

（事務局）

メールでこちらからお知らせいたします。郵送でもファクスでもやり方は

問いません。よろしくお願いいたします。

（会長）

1点確認ですが、選択肢も併せて送っていただけると、こちらコメントを出しやすいと思いますので。

（事務局）

あらかじめお送りして参考になる資料、今まで実施してきた内容のものが中心になるかと思えますけれども、情報提供させていただければと思っています。

（会長）

よろしくお願いいたします。ほか、よろしいでしょうか。それでは、報告事項、協議事項は以上となります。

5 その他

（会長）

その他、協議会運営等に関しまして、共有したい事項などございましたら、ぜひご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（副会長）

先ほど個別のときに少し聞きそびれてしまいましたが、就労支援部会の中に、就労移行支援のところで志村学園のこともあったと思います。コロナ禍で就労体験が少し難しかったというのもあるかと思いますが、その辺がこの2年どうだったかということを伺えればと思います。

これからアフターコロナ、ウィズコロナで、私たちの会もウェブとハイブリッドで実施するなど、コロナの前と同じような形ではなく、いろいろやり方が変わっていくと思います。そのあたりも参考に、どのように取り組まれているか教えていただければと思います。

（委員）

就労移行支援の連絡会があり、去年、一昨年のそれこそ4月くらいからスタートしたところにおいては、各事業所さんがリモートといますか、在宅による就労活動といったものをほぼ1年弱くらい展開してきています。では、その後となると、利用している皆さんが非常にリモートに対する疲れといますか、また再拡大したときにリモートでやりますかという質問をする

と、印象だと9割以上の方が、いや、対面でやりたいということになっていると思います。

それで、現実的に実習などがどうなっているかというと、特別支援学校の先生などに聞くと、もちろん実習のタイミングは遅れますが、希望する方々についてはほぼ就職ができています、そういうことを聞いております。ただ、前年度に限っては、コロナがまた拡大したので、学校側の実習希望や、移行支援事業所の就職する方の実習といったものが前年度の後半に集まってしまって、希望してもなかなか実習先が見つからないという状況でした。ただ、学校の生徒さんにおいては結果的に、ぎりぎりの方もいらっしゃいますが、ほぼ就職ができています、そういった状況があります。

ただ、今年度についてどうなるかということですが、恐らく支援形態はコロナの前に限りなく戻りつつあり、企業さんの実習の募集も数値がありますが、少し積極的になっている、そういった感想です。

（会長）

全体を通して、よろしいでしょうか。それでは、少し予定よりも早い時間ではありますが、このあたりで終了させていただければと思います。

それでは、閉会の挨拶を副会長、お願いいたします。

6 閉会

（副会長）

今回、事前の資料を見ながら、昨年度はコロナで非常に厳しい期間が多かった中で、各部会の委員の方々が対面ではないこの会議であっても、非常に難しい課題に取り組まれていたり、新たな提案をされていたりということを見て感じました。

また、先ほど委員からお話がありましたが、障がい当事者の方の6割が親元にひきこもっていて、非常に具体的な値が出ていたり、それから、令和4年度新たに始まる事業であったり、そういったことがあって、コロナ禍の感染の状況があっても、それでもやはり前へ進んでいかなければいけないということを皆さんが一生懸命取り組まれているということを感じました。本当にありがとうございます。

最後に、資料4で出てきた障がい者計画2026の策定が、これから4

	年、３年ある中で、どんな方を対象としているのか、その状況を見極めるといことで、そのアンケートの案が出ます。これは非常に対象の方を理解する上でとても大事な基本情報となるものなので、期限はありますが、そういったことも含めて、これから１年間一緒に取り組んでいけたらと思います。 （会長） 以上をもちまして、予定されていまして議題は全て終了いたします。それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。 （事務局） 内容につきましては、先ほど次期２０２６計画の話がございましたが、現行の計画は２０２３ということで、進捗状況について今取りまとめをしておりますので、次回報告ができればと考えてございます。 それでは、令和４年度第１回板橋区地域自立支援協議会を閉会いたします。
所管課	福祉部障がい政策課自立支援係 （電話：３５７９－２０８９）